

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて お困りの中小企業者の皆様へ

市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける又は、受けるおそれのある中小企業者等への経営の安定化を図るため、下記のとおり融資に係る支援制度を設けていますので、ご利用ください。

鹿沼市感染症対策経営安定化補助金(利子補給)について

(補助対象)

- (1)法人にあつては市内に商業登記を、個人にあつては住民登録をしている者。
- (2)市税の滞納がない者

(補助事業)

感染症等による影響を受け、令和2年3月2日から令和2年9月30日までの期間に実行がなされた以下の貸付

- (1)鹿沼市緊急経営対策特別資金(ただし、セーフティネット要件に限る。)による貸付。
- (2)栃木県制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」による貸付。
- (3)日本政策金融公庫が行う「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」による貸付のうち事業の用に供するもの。

(補助金の額)

- (1)融資の実行から24回分の利子相当額の範囲内
- (2)利子相当額の計算にあたって使用する利率の上限は年利2%
- (3)補助金の交付限度額は、1対象事業者につき80万円

(申請方法)

金融機関から報告のあった対象者へ、毎年3月頃鹿沼市より申請書を送付いたします。

(申請時に必要な書類)

- (1)法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2)市税完納証明書
- (3)金融機関が発行する返済予定表 など

鹿沼市緊急経営対策特別資金(市制度融資)について

	セーフティネット4号要件
申込資格	セーフティネット4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)の規定に基づく特定中小企業者に該当する者
用途	運転資金
限度額	3,000万円
融資期間	7年(うち据置1年以内)
利率	3年以内1.4% 5年以内1.6% 8年以内1.8%
保証料	全額補助

セーフティネット保証4号について

(制度概要)

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

(対象中小企業者)

- 以下の全てを満たす中小企業者
- ・指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - ・災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(申請方法)

- 以下の書類を商工振興係へお持ちください。
- ・認定申請書(コロナウイルス感染症関連)・・・2部
 - ・申請書の添付資料・・・1部
 - ・法人にあつては登記事項全部証明書、個人にあつては確定申告書の写し

お問合せ

鹿沼市 経済部 産業振興課 商工振興係

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 TEL0289(63)2182 FAX0289(63)2189